

# 一部事務組合関係議案・許可申請書類等の作成例

## ア 設立

### ①議案例

議案第 号	〇〇組合の設立について
	次のとおり〇〇組合を設立することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。
	〇年〇月〇日提出
	〇〇市（町）長 〇〇 〇〇
1 設立年月日	〇年〇月〇日
2 構成団体	.....
3 共同処理する事務	.....
4 組合規約	別紙のとおり

(注)・規約案を添付すること  
・ 1～3 の事項は議案本文とすることも可

### ②許可申請書例

山口県知事 〇〇 〇〇 様	〇〇市（町）長 〇〇 〇〇
	〇〇市（町）長 〇〇 〇〇
	一部事務組合の設立の許可申請書
	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項の規定により、次のとおり一部事務組合を設立したいので、関係書類を添えて申請します。
1	一部事務組合を設立しようとする地方公共団体
2	一部事務組合を必要とするに至った理由（経緯の概要）
3	組合規約案の写し
4	関係地方公共団体の議会の議決書の写し
5	一部事務組合の事務に要する経費の見積額と関係地方公共団体の負担の見積額

(注)・長の連署による申請なので協議書の添付は要しない  
・ 5 は規約において具体的な記載があるときには不要

## イ 構成団体の増減・規約の変更

### ①議案例

議案第 号

〇〇組合を組織する地方公共団体の数の減少（増加）及び規約の変更について  
〇年〇月〇日限り、〇〇市（町）が脱退することにより（〇年〇月〇日から、〇〇市（町）を加入させることにより）、〇〇組合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

〇年〇月〇日提出

〇〇市（町）長 〇〇 〇〇

〇〇組合規約の一部を改正する規約

〇〇組合規約（〇年〇号）の一部を次のように改正する。

第〇条中「〇〇市（町）」を削る。

（第〇条中「・・・」を「・・・」に改める。）

附則

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

（注）構成団体の増減を伴わない規約の変更の場合、表題や本文から構成団体の増減に関する記述を削除すること（以下同じ）

### ②協議書例

〇〇組合規約の変更に関する協議書

〇年〇月〇日限り、〇〇市（町）が脱退するため（〇年〇月〇日から、〇〇市（町）を加入させるため）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、〇〇組合規約（〇年〇号）の一部を次のとおり変更する。

第〇条中「〇〇市（町）」を削る。

（第〇条中「・・・」を「・・・」に改める。）

附則

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

〇年〇月〇日

〇〇市（町）長〇〇 〇〇印

〇〇市（町）長〇〇 〇〇印

### ③協議証明書例（構成団体数が多い場合、②協議書に代えることが可能）

〇〇組合規約の変更に関する協議書

〇年〇月〇日限り、〇〇市（町）が脱退するため（〇年〇月〇日から、〇〇市（町）を加入させるため）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、〇〇組合規約（〇年〇号）の一部を次のとおり変更する。

〇〇組合規約の一部を改正する規約

第〇条中「〇〇市（町）」を削る。

（第〇条中「・・・」を「・・・」に改める。）

附則

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

以上のとおり協議を行った。

〇年〇月〇日 ※

〇〇市（町）長〇〇 〇〇印

(注) 構成団体ごとに作成、内容は同じであること (④許可申請書又は⑤届出書には団体数分添付)

※すべての構成団体で同じ日付とすること

#### ④許可申請書例

山口県知事 ○○ ○○ 様

○○組合管理者 (氏名)

○○組合を組織する地方公共団体の数の減少 (増加) 及び規約の変更の許可申請書  
地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり○○  
○組合を組織する地方公共団体の数を減少 (増加) し、これに伴い○○組合規約を変更  
したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 組合を組織する地方公共団体の数の減少(増加)及び規約の変更を必要とする理由
- 2 組合規約案の写し
- 3 組合規約の新旧対照表
- 4 関係地方公共団体の協議書 (又は協議証明書)
- 5 関係地方公共団体の議会の議決書の写し

(注)・長の連署による申請の場合は、協議書 (協議証明書) の添付は要しない

・協議証明書類は構成団体が多い場合で団体ごとに作成するもの (上記③)

#### ⑤届出書例 (組合の名称、組合の事務所の位置又は組合の経費の支弁の方法のみに係る組合規約の変更の場合に限る)

山口県知事 ○○ ○○ 様

○○組合管理者 (氏名)

○○組合規約の変更について (届出)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 286 条第 2 項の規定により、○○組合規約  
の一部を変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 組合規約の変更理由
- 2 組合規約の写し
- 3 組合規約の新旧対照表
- 4 関係地方公共団体の協議書 (又は協議証明書)
- 5 関係地方公共団体の議会の議決書の写し

(注)・長の連署による届出の場合は、協議書 (協議証明書) の添付は要しない

・協議証明書類は構成団体が多い場合で団体ごとに作成するもの (上記③)

## ウ 一部事務組合からの脱退

### ①議案例（脱退団体）

議案第 号

〇〇組合からの脱退について

〇年〇月〇日限り、〇〇組合から脱退することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条の 2 第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

〇年〇月〇日提出

〇〇市（町）長〇〇 〇〇

- (注)・脱退に際しては、上記の議会の議決を経て、脱退する日の 2 年前までに他の全ての構成団体に書面で予告することが必要
- ・脱退の予告を受けた構成団体は、当該予告をした構成団体が脱退する時まで、当該脱退により必要となる規約の変更を行うことが必要

## エ 一部事務組合の解散

### ①議案例

議案第 号

〇〇組合の解散について

〇年〇月〇日限り、〇〇組合を解散することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

〇年〇月〇日提出

〇〇市（町）長〇〇 〇〇

### ②協議書例

〇〇組合の解散について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、〇年〇月〇日限り、〇〇組合を解散する。

〇年〇月〇日

〇〇市（町）長〇〇 〇〇印

〇〇市（町）長〇〇 〇〇印

### ③協議証明書例（構成団体数が多い場合、②協議書に代えることが可能）

〇〇組合の解散について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、〇年〇月〇日限り、〇〇組合を解散する。

以上のおおりに協議を行った。

〇年〇月〇日 ※

〇〇市（町）長〇〇 〇〇印

(注) 構成団体ごとに作成、内容は同じであること (④届出書には団体数分添付)

※すべての構成団体で同じ日付とすること

#### ④届出書例

山口県知事 ○○ ○○ 様

○○市 (町) 長○○ ○○

○○市 (町) 長○○ ○○

##### 一部事務組合の解散届

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 288 条の規定により、○年○月○日限り、○○組合を解散するので届け出ます。

- 1 組合を解散するに至った理由
- 2 関係地方公共団体の協議書の写し (又は協議証明書)
- 3 関係地方公共団体の議会の議決書の写し
- 4 財産処分に関する協議書の写し
- 5 財産処分に関する関係地方公共団体の議会の議決書の写し
- 6 事務承継に関する協議書の写し
- 7 事務承継に関する関係地方公共団体の議会の議決書の写し

(注) ・ 4、5、6、7は該当がある場合

- ・ 解散の決定主体は組合自身ではなく構成団体なので、届出書の作成主体は組合管理者ではなく構成団体の長の連署とする方がよい。長の連署の場合は協議書 (協議証明書) 省略可
- ・ 協議証明書類は構成団体が多い場合で団体ごとに作成するもの (上記③)

## オ 一部事務組合の財産処分

### ①議案例

議案第 号

○○組合の解散に伴う財産処分について

○○組合の解散に伴い、次のとおり財産処分することについて、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

○年○月○日提出

○○市 (町) 長○○ ○○

○○組合の財産処分は次のとおりとする。

- 1 ○○市 (町) に帰属する財産
  - (1) 土地 . . . .
  - (2) 建物 . . . .
  - (3)
- 2 ○○市 (町) に帰属する財産
  - (1) . . . .

## ②議案例（協議書を添付する場合）

議案第 号

〇〇組合の解散に伴う財産処分について

〇〇組合の解散に伴い、別紙のとおり財産処分することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

〇年〇月〇日提出

〇〇市（町）長〇〇 〇〇

（注）財産処分協議書を添付

## ③協議書例

### 財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、〇〇組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

- 1 〇〇市（町）に帰属する財産
    - （1）土地
    - （2）建物
    - （3）
  - 2 〇〇市（町）に帰属する財産
    - （1）・・・
- 〇年〇月〇日

〇〇市（町）長〇〇 〇〇印

〇〇市（町）長〇〇 〇〇印

## ④協議証明書例（構成団体数が多い場合、③協議書に代えることが可能）

### 〇〇組合の財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、〇〇組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

- 1 〇〇市（町）に帰属する財産
  - （1）土地
  - （2）建物
  - （3）
- 2 〇〇市（町）に帰属する財産
  - （1）・・・

以上のとおり協議を行った。

〇年〇月〇日 ※

〇〇市（町）長〇〇 〇〇印

（注）構成団体ごとに作成、内容は同じであること（イ④許可申請書又はエ④届出書には団体数分添付）

※すべての構成団体で同じ日付とすること